

## 大垣都市計画地区計画の決定（安八町決定）

都市計画 安八スマートインターチェンジ工業団地地区 地区計画を次のように決定する。

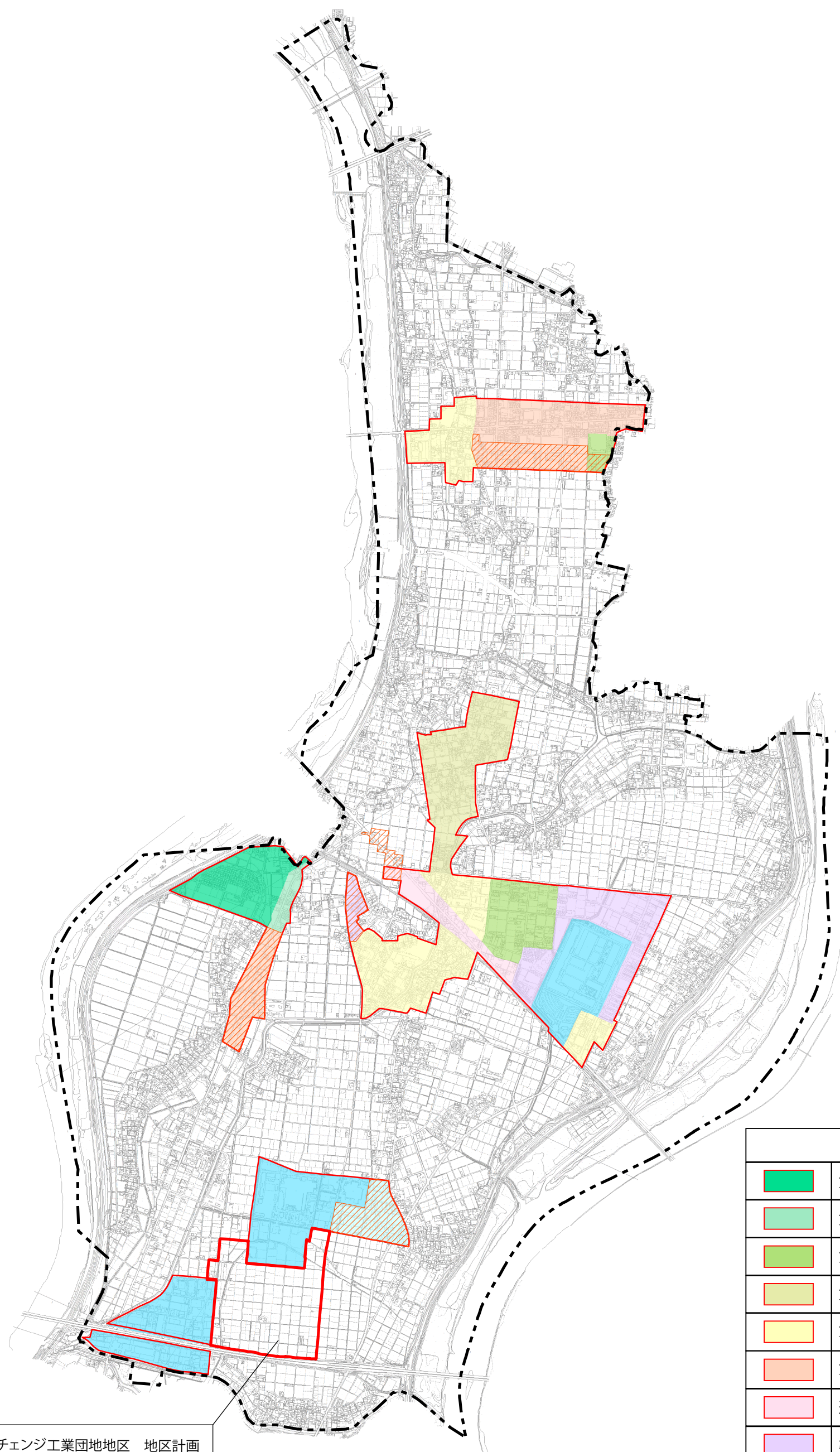
名 称	安八スマートインターチェンジ工業団地地区 地区計画	
位 置	安八町中字坊野の一部	
面 積	約 38.0ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、名神高速道路の沿線地域にあたり地区中央には安八スマートインターチェンジが建設され、工業系土地利用の機運が高まっていることに加え、北側及び西側に隣接する工業専用地域は、企業進出により大規模な未利用地がなくなっている状況である。また、安八スマートインターチェンジ開通に伴う交通利便性を活かし、秩序ある工業系土地利用を図るため、早期に一体的な整備を行う必要がある。このため、周辺環境に配慮し、立地条件を活かした計画的な工業系市街地を形成することを目標とする。</p>	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	土地利用の方針	<p>本地区の交通利便性を活かし、建築物等の用途制限を行いながら、隣接する工業専用地域と一体的に工業系土地利用を図るものとする。</p> <p>A地区においては、大規模な工場等の集積を図る。</p> <p>B地区においては、中規模な工場等の集積を図る。</p> <p>C地区においては、中小規模な工場等の集積を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>工業系市街地としての機能性を確保するため、地区内の主な道路は9.0m以上の幅員を確保し、地区内交通の安全・円滑化を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標、土地利用の方針に基づき、周辺環境を悪化させる恐れがある建築物の立地や敷地の細分化を防止するため建築物等の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p>
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>下流河川の状態を鑑みて必要な場合は、岐阜県宅地開発指導要領に基づき調整池を設置し、周辺環境に配慮した良好な地区を整備する。</p> <p>また、市街地景観の形成及び環境負荷の低減を図るため、敷地内の緑化を推進する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延長	備 考
			区画道路 1 号	12.0m	約632m	
			区画道路 2 号	9.0m	約123m	
	建築物等に関する事項	地区の名称	A地区	B地区	C地区	
		地区の面積	約 25.1ha	約 7.8ha	約 5.1ha	
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法別表第 2 (を) 項に掲げる建築物</li> <li>・ 建築基準法別表第 2 (わ) 項第二号に掲げる建築物</li> <li>・ 建築基準法別表第 2 (わ) 項第三号に掲げる建築物</li> </ul>			
		建築物の敷地面積の最低限度	10,000 m <sup>2</sup>	1,500 m <sup>2</sup>	500 m <sup>2</sup>	

「区域、地区整備計画区域及び地区施設は計画図表示のとおり」

理 由

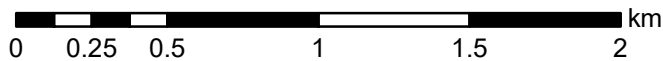
スマートインターチェンジの交通利便性を活かし、産業拠点にふさわしい工業機能等の集積や周辺環境に配慮した工業系土地利用を図るため。

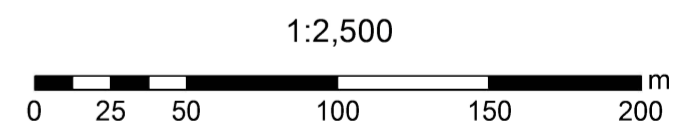
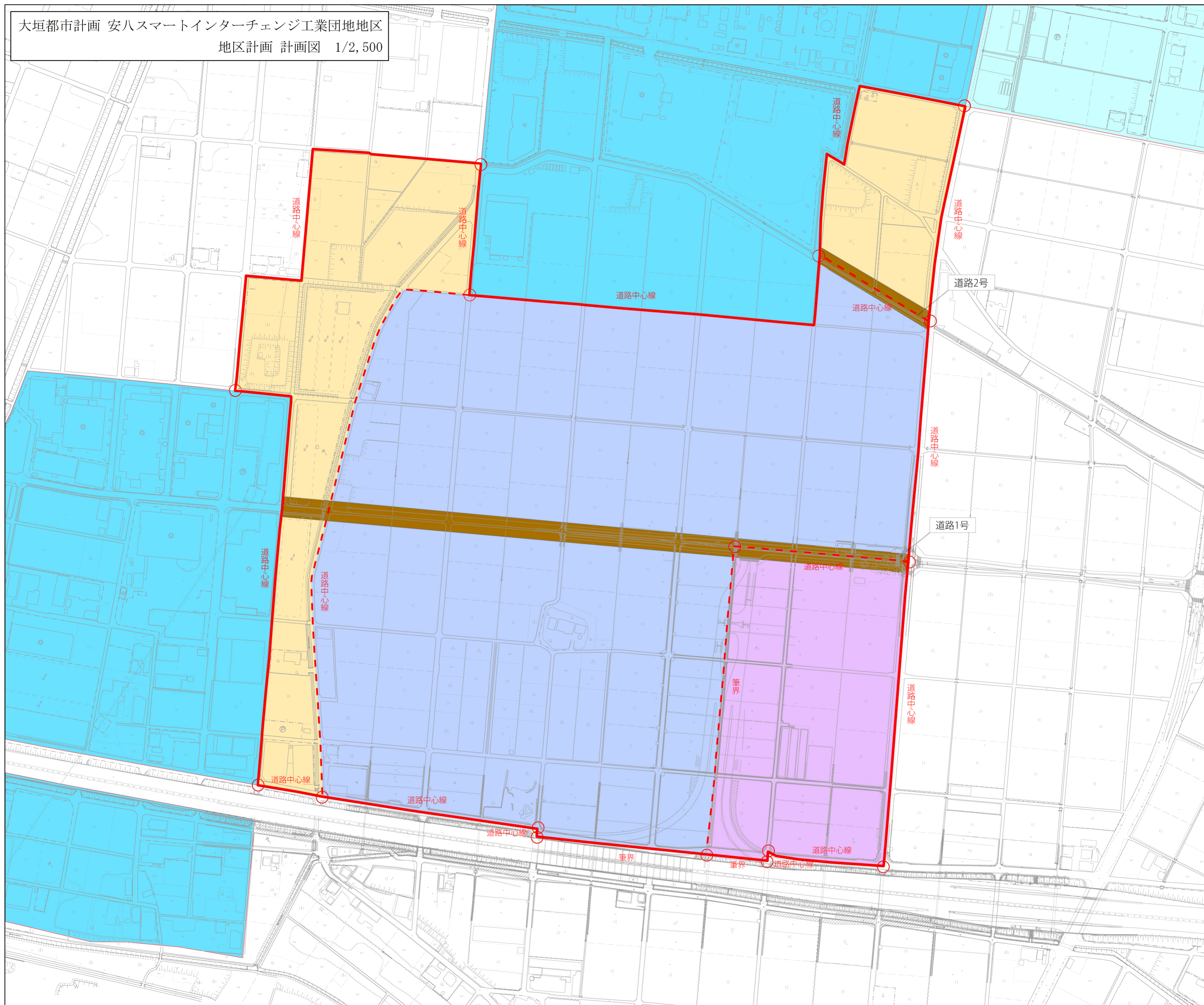


凡例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	地区計画区域

安八スマートインターチェンジ工業団地地区 地区計画

1:25,000





凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	A地区
	B地区
	C地区
	道路
	工業地域
	工業専用地域